

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四十八号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年広島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中

岩国佐伯線 大竹湯来線 厳島公園線 佐伯錦線 厳島港厳島神社線 廿日市停車場線 廿日市港線 栗谷大野線 長野葛原線 川角佐伯線 本多田佐伯線 虫道廿日市線 助藤津田線 吉和戸河内線 栗谷河津谷線 白砂玖島線 所山潮原線	廿日市市
---	------

を

岩国佐伯線 大竹湯来線 厳島公園線 佐伯錦線 厳島港厳島神社線 廿日市停車場線 廿日市港線 栗谷大野線 長野葛原線 川角佐伯線 本多田佐伯線 虫道廿日市線 助藤津田線 吉和戸河内線 栗谷河津原線 白砂玖島線 所山潮原線	廿日市市
---	------

に、

浜田八重可部線（国道二六一号から安芸高田市との境界までの区間を除く。） 旭戸河内線（国道一八六号から国道一九二号までの区間を除く。） 広島豊平線 千代田八千代線 都川中野線 今福芸北線 波佐芸北線 澄合豊平線 小原猪山線 八幡雲耕線 溝口加計線 小河内都志見線 新庄千代田線 志路原大朝線 烏帽子中原線 七曲千代田線 下石八重線 津志見千代田線 金屋壬生線	北広島町
--	------

を

五日市筒賀線 下佐東線 二段峡線 恐羅漢公園線 吉和戸河内線 澄合豊平線 上筒賀津浪線 中筒賀下線 弁財天加計線 小原猪山線 浜田八重可部線（国道二六一号から安芸高田市との境界までの区間を除く。） 旭戸河内線（国道一八六号から国道一九二号までの区間を除く。） 広島豊平線 千代田八千代線 都川中野線 今福芸北線 波佐芸北線 澄合豊平線 小原猪山線 八幡雲耕線 溝口加計線 小河内都志見線 新庄千代田線 志路原大朝線 烏帽子中原線 七曲千代田線 下石八重線 都志見千代田線 金屋壬生線	安芸太田町 北広島町
---	---------------

に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。